

議案第 80 号

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>4 3 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。))をいう。以下この条において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 6 5 歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u></p>

110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額

_____を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額

_____を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額_____」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。) 及び山林所得金額とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準を改めるため。

所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) _____とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」_____とする。

